

令和2年度第1回奈良県国土利用計画審議会

1. 日 時：令和2年12月22日（火）午後2時00分～午後4時00分
2. 開催場所：奈良県文化会館 2階 集会室A・B
3. 出席者：伊藤委員、乾委員、上田委員、岡波委員、川口委員、仲川委員、
前野委員、森下委員、吉村委員
4. 開催状況：傍聴者なし
5. 議題：（1）奈良県土地利用計画図の変更について
（2）報告事項
 - ・今後完了予定の林地開発について
 - ・土地利用の課題と検討状況

【事務局】 定刻より少し早いのですが、委員の皆さまお揃いですので、これより令和2年度第1回奈良県国土利用計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私、本日の司会を担当させていただきます奈良県地域デザイン推進局県土利用政策室の宮崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。昨年度までこの審議会の事務局は奈良県地域振興部でさせていただいておりましたが、今年度から組織改編により地域デザイン推進局県土利用政策室で担当させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

まずはじめに、配布資料確認をさせていただきます。お手元に置いてございます資料、まず委員名簿です。大変恐縮ですが、1箇所訂正がございます。委員の皆様の中で、6番目の岡波圭子委員ですね、肩書が奈良県地域婦人団体連絡協議会の会長、副会長ではなく会長が正しい役職となっております。大変失礼いたしました。申し訳ございません。訂正よろしくお願いいたします。配布資料に戻りまして、委員名簿、その次に審議会の幹事・関係課出席者名簿、あと本日の座席表、議事次第、次からが会議資料1から5ございまして、資料1 奈良県土地利用基本計画の変更についての諮問、資料2として左から総括図（変更案件）、資料3として5地域区分面積総括表、資料4として今後完了予定の林地開発について、資料5としてA4横サイズで土地利用の課題と検討状況。以上でございます。ご確認お願いいたします。あと机面上にございます緑色の冊子、奈良県土地利用基本計画と奈良県国土利用計画第4次につきましては、終了後、机の上に置いたままでお帰りいただきますようよ

ろしくお願いいたします。資料のほう、もし不足等ございましたら、挙手いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。なお、本日の資料につきましては、事前説明へ行かせていただいた際から、若干字句や構成を変更させていただいてる箇所もございますのでご了承くださいますようお願いいたします。次に、本日の審議会運営における新型コロナウイルス感染症対策についてご説明申し上げます。本日は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、入室の際にアルコールによる手指消毒、マスク着用をお願いさせていただいております。また、密閉空間とならないよう窓を一部開放して換気を行っております。さらに、後ほどの審議におきまして、ご発言いただく際に使用するワイヤレスマイクにつきましては、受け渡しの都度、事務局の方でアルコール消毒をいたします。なお本日、審議会事務局の幹事につきましても、感染予防の観点から、本日は人数を絞って議題に関係する幹事のみ出席とさせていただいておりますのでご了承くださいます。

それでは、本日出席の委員の皆様をお手元に配布しております委員名簿の順にご紹介させていただきます。

まずはじめに、伊藤忠通会長でございます。

【伊藤会長】 よろしくをお願いいたします。

【事務局】 乾浩之委員でございます。

【乾委員】 乾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 上田逸朗委員でございます。

【上田委員】 上田です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 岡波圭子委員でございます。

【岡波委員】 岡波でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 川口延良委員でございます。

【川口委員】 川口でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 仲川げん委員でございます。

【仲川委員】 おはようございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 前野孝久委員でございます。

【前野委員】 前野でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 森下京子委員でございます。

【森下委員】 森下です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 吉村岩雄委員でございます。

【吉村委員】 吉村です。よろしくお願いします。

【事務局】 また、本日所用のため欠席されている委員は、乾昌弘委員、岡井有佳委員、中出篤伸委員、平井康之委員、深町加津枝委員でございます。

また、当審議会の幹事及び関係課として、お手元にお配りしております関係課出席者名簿のとおり、本日、関係職員が出席しております。

次に、会議の成立についてですが、奈良県国土利用計画審議会条例第5条第3項において、委員の2分の1以上が出席しなければ会議が開くことができないと規定されております。本日は委員14名中9名ご出席いただいておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、審議会条例第5条第2項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、これ以降の議事進行につきましては会長のほうでよろしくお願いしたいと思います。伊藤会長、よろしくお願いいたします。

【伊藤会長】 はい。それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行のために、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それではまず、当審議会おきましては、奈良県国土利用計画審議会の運営要領によりまして、原則公開といたします。本日の審議案件につきましては非公開とすべき内容がないと思われまので、公開としてよろしいでしょうか。特に異議ないですか。公開といたします。傍聴人はいらっしゃいますか。傍聴人がいらっしゃらないようでございますので、本日の会議には現時点で今申し上げたとおり、いないということでございます。

それでは進めてまいりたいと思います。まず、議事に先立ちまして、本日の議事録署名人をお願いしたいと思います。順不同でございますが、岡波委員と前野委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

マスコミは入ってはないですね。それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。お手元の次第をご覧ください。まず、本日の議題の1番目でございます奈良県土地利用計画図の変更について、事務局からまず説明をお願いいたします。

【事務局】 県土地利用政策室の富田でございます。恐れ入りますが着席してご説明させていただきます。それでは、資料1から資料3により議題1 奈良県土地利用基本計画図の変更についてご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。奈良県土地利用基本計画につきまして、本審議会に諮問を行うものでございます。一つ目は農業地域の縮小です。面積は26ヘクタール、場所は川西町で

ございます。二つ目は森林地域の縮小です。面積は1ヘクタール、場所は奈良市でございます。次のページをご覧ください。整理番号1の川西町唐院・保田の農業地域の縮小にかかる変更理由は、市街化区域編入に伴い、農業振興地域から除外されたためでございます。整理番号2の奈良市小倉町の森林地域の縮小にかかる変更理由は、工場用地造成に伴う林地開発により、地域森林計画から除外されるためでございます。なお整理番号2の森林地域の縮小につきましては昨年度の審議会で、報告させていただいた案件です。

続いて資料2をご覧ください。1ページ目は総括図にて今回変更する2件の位置を図示しております。2ページをご覧ください。整理番号1川西農業地域の縮小でございます。上から二つ目の地図にて、赤線で囲われた部分がこの度の農業地域の縮小箇所となります。経緯としましては、令和2年1月10日に当該地域を市街化調整区域から市街化区域へ編入する旨の大和都市計画の区域区分の変更の告示がなされました。これに伴い、当該地域を農業振興地域から除外する旨の川西農業振興地域の告示がなされました。3ページ目をご覧ください。整理番号2につきましては、奈良森林地域の縮小でございます。上から二つ目の地図にて、赤線で囲われた部分がこの度の開発区域となります。開発面積が約4ヘクタールのうち、水色部分の残置森林面積約0.4ヘクタール、青色部分の造成森林面積約0.2ヘクタール、灰色部分の森林地域外の面積約2ヘクタールを除く赤色部分の約1ヘクタールについて森林地域の縮小を図るものでございます。経緯としましては、平成30年8月13日に林地開発の許可、令和元年9月3日に林地開発の完了届を県森林整備課において受理したことを受けて、令和3年1月から2月に、県林業振興課において大和・木津川地域森林計画の変更を予定しております。なお林地開発許可・協議にあたっては、森林法に基づき、土砂流出などの災害を防ぐ機能、水害を防ぐ機能、水量・水質の確保の機能、環境保全機能の4つの基準により審査を行っており、これらの基準を満たしている場合は、許可することとなっております。本件については、林地開発の基準を満たす計画となっているため、適正であると判断し、開発許可され、工事完了を確認しております。

資料3をご覧ください。土地利用基本計画の五地域区分の面積総括表です。今回の農業地域の縮小により農業地域の面積は72,036ヘクタールから、26ヘクタール減少するため、72,010ヘクタールとなります。また、森林地域の縮小により森林地域の面積は282,909ヘクタールから1ヘクタール減少するため、282,908ヘクタールとなります。なお、5地域区分の各面積は、土地利用基本計画図上で計測したものです。また5地域は互いに重複しておりますので、5地域の合計が県土面積とはなりませんのでご留

意下さい。以上でございます。

【伊藤会長】 はい、ご説明ありがとうございました。

それでは、今、説明内容についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。ご意見ございませんか。

では、意見がないということですので、この案件につきましては、合意ということにさせていただきます。

では次の議題でございます2番目の議題、報告事項ですが、土地利用の課題と検討状況について今後の林地開発、その前に先に、今後の林地開発について説明いただいて、後で土地利用の課題と検討については説明いただきたいと思います。では事務局のほうご説明よろしくをお願いいたします。

【事務局】 それでは議題2 報告事項の今後完了予定の林地開発についてご説明申し上げます。資料4をご覧ください。森林地域の縮小につきましては、先ほど諮問案件でもご審議いただきましたが、今後完了予定の林地開発につきまして報告いたします。林地開発許可を要する行為として4件あります。また、林地開発許可を要しない行為として1件あります。次のページ以降に、総括図と、その次のページからは、各案件毎の広域図と平面図を添付しておりますので、併せてご覧ください。3ページをご覧ください。整理番号1は平群町大字櫛原での太陽光発電用地造成に伴うものです。赤線内の開発申請面積全体は約48ヘクタール、そのうち開発行為に係る森林面積は約22ヘクタールで完了予定年度は令和4年度です。4ページをご覧ください。整理番号2は平群町大字櫛原での資材置場の造成に伴うものです。赤線内の開発申請面積全体は約6ヘクタール、そのうち開発行為に係る森林面積は約3ヘクタールで、完了予定年度は令和7年度です。5ページをご覧ください。整理番号3は大淀町今木で土石採取に伴うものです。赤線内の開発申請面積全体は約3ヘクタール、開発行為に係る森林面積も約3ヘクタールで、完了予定年度は令和4年度です。6ページをご覧ください。整理番号4は生駒市北田原での工場用地の造成に伴うものです。赤線内の開発申請面積全体は約9ヘクタール、開発行為に係る森林面積は約2ヘクタールで完了予定年度は令和4年度です。7ページをご覧ください。整理番号5の大淀町西増での新ごみ処理施設進入路・敷地造成工事に伴うものです。赤線内の開発申請面積全体は約5ヘクタール、開発行為に係る森林面積は約1ヘクタールで完了予定年度は令和3年度です。以上でございます。

【伊藤会長】 はい、ご説明ありがとうございました。それではただいま説明内容につき

ましてご意見、ご質問ございましたらお願いします。いかがでしょうか。ございませんか。

あの私から、一つだけです。一覧表がありますけども、3番目の大淀町の土石採取は開発行為にかかる面積と森林縮小面積は等しいんですけども、それ以外はどの部分があるかこれはわからない。減る部分がどの部分なのか。

【事務局】 そうでしたら、森林整備課の方から回答ございます。

【伊藤会長】 お願いします。

【事務局】 森林整備課内田と申します。よろしく申し上げます。

計画の申請の段階では特定できるのですが、まだ完了しておりませんので、実際、森林地域から除外する段階になって、どの区域になるのか、面積がどの程度になるのかというのは今後完了後に判明するということとして、あえて図示してないという状況だと思います。

【伊藤会長】 では完了後はまた何か情報としてみられるのでしょうか。

【事務局】 先ほどの諮問案件と同様に。あの。

【伊藤会長】 いずれ出るということですね。

【事務局】 はい。

【伊藤会長】 わかりました。ありがとうございます。他にいかがですか。特にございませんか。ではないようでございますので、次の案件に移りたいと思います。

土地利用の課題と検討状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 失礼します。県土地利用政策室の奥田でございます。それでは、A4横の資料5に基づきまして、土地利用の課題と検討状況について、ご報告させていただきます。着席してご説明させていただきます。失礼致します。1ページ目をご覧ください。国土利用計画審議会におきましては、平成30年度より土地利用基本計画の策定についてご審議いただいているところでございます。資料左側の土地利用基本計画のイメージ図をご覧ください。土地利用基本計画は、都市計画法などの各行政分野の土地関係法令で定める諸計画の総合調整を果たすことを目的として、国土利用計画法第9条の規定に基づき、都道府県で策定が義務付けられている計画でございます。この計画では、イメージ図に記載しております、赤色の都市地域、オレンジ色の農業地域、緑色の森林地域、青色の自然公園地域、紫色の自然保全地域の5地域及びそれらの土地利用の調整等に関する事項について定めています。これらの5地域は、それぞれが各行政分野の個別の法律に基づいて定められており、各地域にかかる規制等も各行政分野の計画等により行われております。例えば、資料左の

イメージ図では、赤色で囲まれている、土地利用基本計画上の都市地域は都市計画法で定められた都市計画区域と同一であり、都市計画法上の規制等が適用されます。あるいは、オレンジ色で囲まれている農業地域は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法で定められた農業振興地域と同一であり、農振法上の規制等が適用されることとなります。また、各地域がそれぞれ別の法律や計画に基づいて定められていることから、イメージ図でお示ししているように、各地域が重複する場所がある一方、逆にどの地域にも当てはまらない場所が存在するようなこととなっております。このように、資料右上ピンク色の囲みで書かせていただいておりますが、各地域の根拠となる法律が個別に存在し、それらの個別法やそれに基づく計画が一定の規制力を持っているため、各地域で土地利用基本計画に基づく横断的な調整があまりなされていないというのが現状です。そして、土地利用や制度を束ねて一貫した理念に基づいて整合性が確保された計画体系となっていないことが、計画に内在する問題として存在いたします。このことが、次にピンク色の文字で書かせていただきましたが、本県においても土地利用に関して様々な課題が生じている一因となっております。課題の一例については、ページをめくっていただき恐縮ですが、4ページから6ページにかけて6項目を挙げております。ここで簡単にご説明させていただきます。4ページをご覧ください。1つ目は、市街化区域の用途地域が他府県と比較しても住宅系に偏りすぎており、逆に商業系や工業系の割合が少ないため、県内に働く場所が少ない、経済が弱いという問題がございます。また、2つ目は、住宅地が広くしかも住宅しかないため、歩いて生活するには少々不便という問題もがございます。5ページ目をご覧ください。3つ目は、都市地域のうち工業系地域において住工混在化が進み、工場が建ちにくく、住環境が悪くなっている問題がございます。4つ目、5つ目は主に農業地域において、耕作放棄地が多く、しかも残った農地が虫食い状態になっている、また、個別の開発行為が優先され、地域でのゾーニングプランが少ないという問題もがございます。6ページをご覧ください。6つ目は森林地域において、施業放置林が増加し、適正な管理がなされていない森林が増加し、防災上も危険であるという問題がございます。最後に7つ目、8つ目でございますが、広い道路が無く工場の増設や立地が進まない、あるいは、道路を作るためのまとまった用地の取得が困難といった課題がございます。1ページにお戻りください。以上のように、本県において土地利用に関して様々な課題が生じていることから、専門的知見から自由にご議論ご意見をいただく、土地利用に関する懇談会を開催し、土地利用の調整にかかる考え方や方針を検討しているところでございます。今後の検討の視点としま

して、右下に記載してございますが、1つ目は土地利用のあり方、2つ目として持続可能なまちづくり・土地利用、3つ目として低・未利用地の活用・管理手法等を予定してございます。2ページには具体のご意見等を記載してございます。また、今年度は、奈良県市町村長サミットや地域フォーラムにおいて、土地利用のあり方をテーマとして、各市町村長や住民の皆様から広く意見を聴取するなど問題意識を共有しているところでございます。出された意見については3ページに記載の通りでございます。資料の説明は以上でございます。今後、県として、土地利用の総合調整にかかる仕組みの考え方や方針の整理を行いながら、本審議会に適宜お諮りして意見をうかがってまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【伊藤会長】 ご説明ありがとうございました。ではただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご意見なり質問賜りたいと思います。

これについてはいろいろお考えをお持ちだと思いますが、いかがでしょうか。ぜひとも何かあれば、お示しいただければと思います。いかがでしょうか。ございませんか。

現実の土地の利用の仕方と法の枠組みとの間でなかなか整合性がとれないという課題があり、ご説明にあったとおりですけれども、土地利用ということですが、誰が利用するかということですね。公的に利用するのもあれば、私的に利用するのもあります。一方で持続可能性の問題もあります。これは特に環境とか自然の問題が関わってまいります。ただ、実際に利用価値がある土地だけでもなかなか利用が進んでない低利用地、未利用地があるということです。何かご意見ございませんか。

まだまだ検討中だと思うんですけども、事務局のどなたかでいいですけども、低未利用の土地の、低未利用地の活用の管理手法ということや、懇談会の中でも意見がでている耕作放棄地の問題、農地に関してお答えいただけませんか。森林に関しては施業放棄林というところも問題になってます。適正利用するために、お答えが難しいかもしれませんが、公的な関与とか何か、今の時点でこんなこと考えられるんじゃないとか、事務局の考え方があれば教えていただきたいんですけども。

【事務局】 地域デザイン推進局長岡野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この問題はですね、やはり人口減少とか、こういったところになってきますと、自分の財産である土地というふうなものの管理がなかなか行き届かないという全国的な問題の中で起こってきているところですね。そして法改正とかが、徐々に進みつつあるんですけど

も、まだこれからだというふうな中で奈良県としてもこういったことを積極的に考えていこうという中で検討しているというものです。分かりやすい例で伊藤先生おっしゃっていただきましたように、まず、森林のところではいきますと、なかなか管理が行き届かないところで、割と少し前から問題になっておまして、紀伊半島の大水害もですね切り捨て間伐されたものが流れてきて災害を助長したという問題もあります。また先ほどの課題の中で出てきましたように、道路の近くで割とポテンシャルが高い農地、それがですね耕作放棄地となって使われていない。しかもそこは農地法等の壁があってなかなか活用できない、というふうな問題もあります。地域としてはそこを活用することによってある程度経済的に伸びが来るというようなチャンスもあるのかなと、そういったことを総合的に考えていこうということでございます。今、公的関与というような視点がありましたけど、まさに森林のというふうな部分でいいますと、防災の面で非常に役割が大きいのかなということで、県では少し以前になりますけど、森林環境税というものを頂戴いたしましてですね、いろいろ間伐とかを行ってきたということがあります。それでもなかなか追いつかない部分があるので、今はですね、フォレスターという制度を作りまして、森林の機能を生かし、もらう機能をそれぞれ分類して、そこに管理が行き届くようにというような取組を始めようというようなことで来年度から進めていこうと。それから農地におきましては、皆さまご案内のとおりでありますけど、担い手のサポートセンターを設けまして、自分の農地を持っているんだけどそれをサポートセンターに預けて、担い手さんに作っていただくということで、担い手につなぐ制度であります。そういった中でも、なかなかそれも進まない面がありまして、これはP D C Aなんでしょうけど、課題を見つけつつ進んでいこうと。こういうふうな取組をしているということです。いずれに對しましても法律の制度の壁というものがかなり大きなものがありまして、もともと農地を非常に大事にする国でありますし、個人の財産というものがすごい守られているところがありますので、そういった中でどういうやり方がよいかというのを検討していく、このように考えています。以上です。

【伊藤会長】 はい、ありがとうございました。他の委員の方、じゃあどうぞ。上田委員。マイクをお願いします。

【上田委員】 上田です。よろしくお願いします。

ただいまの説明にありました、そして耕作放棄地のことについてでございます。耕作放棄地については、我々農業委員会のほうでもいろいろ検討しているんですけど、まず、奈良市の場合でしたら農地を取得するのに50アールの耕作面積がなければ、一反でも10

アールでも購入できないという農地規則があるかと思うんですけど。その、例えば50アールをもともと耕作しておけば耕作能力がある。そして、そういう耕作能力があれば田んぼを購入して、そして、耕作放棄地にならないというのがあるかと思うんです。しかし、相続に関しては耕作能力がなくてもですね、譲り受けることがということの法律、これをなんとか変えてもらえたらな。耕作能力がなければ相続もできないと、ちょっと難しいいかも分かりませんが、常々考えてるところであります。

そして先ほど中間管理サポートセンターの話が出ましたけども、かなりのマッチングがされていると思うんですけど、しかし、やはり耕作放棄された田んぼについての再生する時間がかかりかかりますね。そしてすぐさま耕作できるというところに結びついていかないために、1年、せっかくマッチングしてるのに1年とか2年の間にまた返してしまうという結果が続いているんじゃないかな。そんなふうに思います。そしてまあ耕作放棄地については、やはり耕作するにあたって悪条件がありますね。水が入っていかないとか、いろんな問題がありまして、耕作の放棄される。そういうこともあるかと思うので、そういう点を今後考えていかなければいけないかなと、そんなふうに思います。一言あげさせてもらいました。

【伊藤会長】 ありがとうございます。では他の委員の方いかがでしょうか。

僭越でございますが、指名させていただきたいと思います。

市長会の代表で仲川委員がいらっしゃってますが、奈良市は市街地もあるし、中山間もあるし、土地利用のありかたについていろいろご苦労されていると思うんですが、何かご発言いただければ。

【仲川委員】 ありがとうございます。奈良県市長会会長の奈良市長の仲川でございます。先ほど上田委員の50アールの件、平成26年から30アールに規制を緩和してより少ない規模でいけるようにというふうに。

【上田委員】 奈良市が一番遅かった。

【仲川委員】 そうですね。

【上田委員】 今は緩和されまして、各市町村に下限面積を重視する。

【仲川委員】 そうですね。奈良市の場合は30アールにさせていただいております。

今回の土地利用について、これサミットのほうでも議論になったんですが、従来ですと県の計画を市町村が従うという発想であったものが、各市町村が土地の所有者とも協議をしながらどちらかというところあのトップダウン型ではなく、ボトムアップ型で計画を作って

いこうということの発言が知事からもございました。これを受けまして、市町村でもさまざまな議論をし、これまではある意味あの自分たちの発案や、ある意味それに伴う責任もですね県の計画がというふうなことになっていたものが、自らの汗をかく必要性が求められていると認識をいたしております。

一方で、そのよくですね、奈良県内土地の流動性がなかなか広がらないような課題がいろんな場面で指摘をされておるんですけども。例えば、今回は、土地利用計画を検討をするに際しまして、県として例えば土地の流動性を高めるための具体的な規制緩和、それから財政的な支援等をですねこのあたりについてどのように考えておられるのか、お考えありましたらお願いします。

【伊藤会長】 はい。事務局の方で、回答する部局は、課はどこでしょうか。土地の流動性とか規制緩和とかの話ですよ。

【仲川委員】 やはり具体的なインセンティブをですね作っていかないと流動しないことがありますし、やはり規制緩和というものについては、あの全国の他の都道府県、非常に進んでいるところが結構目立つんですけど、奈良県の場合は少し規制緩和についてはやや小規模というようなところもありますので、このあたりのガツと進めるためのですね是非、速効性、具体性のあるアイデアをお聞きできればというふうに思います。

【伊藤会長】 お願いします。

【事務局】 失礼します。地域デザイン推進局大須賀と申します。

今、仲川委員のほうからご意見ございました規制緩和等についてなんですけど、あの国のほうでも様々な規制緩和が行われております。いわゆる地方主権一括法に基づきまして、県ないし市町村にかなり権限が降りてきているんですけど、なかなかその部分に関しましては生かし切っていないというのが実情ではないかと思っております。

特に国交省では社会資本整備総合交付金という形で交付金化がされまして、かなり自由度が上がっております。そういう意味では、それを活用して、いろいろ取り組んではいるのですが、なかなかうまくいかないのが実情ではないかと思っております。もともと土地利用に関する規制緩和、県でよく行われるのが容積率の緩和であるとか、用途地帯の緩和というのがですね、国のほうでかなり多く示されてまして、内容をみていると、どちらかというと東京の都心部であるとか、大阪の一部の都心部に対する緩和要素が大きくて、なかなか奈良県で容積率を緩和してもそれだけのポテンシャルがないということがほとんどでして、また一方ですね、奈良県というのは規制緩和におきまして、実際にそれを活用す

る部分というのは難しいじゃないかなと思っています。例えば、奈良県で高さ規制をしたら、果たしていいのかどうかという問題もございます。例えば、奈良県というのは、40メートルを超える建物というのは10棟もないですね。そこからすると、やはり奈良の風景を我々の先輩が守ってきてですね、一定の高さ規制をやってきたから今の景観が保てるんじゃないかと。いわゆる青垣の山はですね非常に景観のいい山が残されている、その景観をどう未来につないでいくかというのが今回の土地利用の議論としては必要じゃないかなというふうに考えております。仲川委員がおっしゃった規制緩和というのはどういうふうにわれわれ奈良の地域にリンクをするのかということも、一緒に考えながらですね、土地利用の議論進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

【伊藤会長】 ありがとうございます。では何か追加でございますか。

【仲川委員】 高さ規制ももちろんそうですし、公園の件等も、従来のそのかなり昔の時代に作られた規制が、現在それからこれからに対してどのように意味をなしているかというところをしっかりと評価する必要があると思っています。国においても例えば公園等についてはですね、福祉施設、具体的には保育園等の利活用というようなことが緩和されていることが基本の流れとしてありますけども、例えば、奈良市の場合ですと、先日も児童相談所を設置することに対しまして、約4ヘクタールの公園の内のわずか1ヘクタールですね、しかもその1ヘクタールがほとんど公園としては機能を発揮をしていない空間であります。こういったところに対してより地域の公益性を高めるような利活用を検討し、具体的にこれは進めていく訳ですけど、例えば規制緩和と言うことに関しても、意味のある規制と意味のない規制がやっぱりあると思います。このあたりをしっかりとその枠組みではなくて、質的な議論をして、個別に検討していく必要があると思います。これは一例ですけど、恐らく、公園ですらそのような程度の認識ということになれば、やはりそれ以外の部分に関して、様々な規制が形骸化しているのが非常に多いのではないかと思います。このあたりについて、特に民間の事業者の方々も交えながらですね現行の奈良県の様々な規制がどのような成長力を抑制をする方に力が働いているのかということとしっかりと批判的に検証して、変えられるところはどんどん変えていくという姿勢が必要ではないかというふうに思っています。

【伊藤会長】 ありがとうございます。今の仲川委員のご発言については、検討している中にもありますが、県と市町村のビジョンの共有、このあたりを協議しながら進めていくということ、あと先ほど私も申し上げましたけれども、誰が土地を利用するのか、もちろ

ん土地には公共性もありますから、システム、公と民との間のビジョンのあり方についての考え方みたいなものについて調整が必要だと思います。

先ほどの地域デザイン推進局次長さんのお話にもありましたけども、奈良というところは持続可能な土地でもありますから、景観を始めとして自然と、人間がそこに住んでいるわけで、人間の利用のありかたとうまく共生していくというような土地利用の考え方としてはあると思います。

この問題は法律の問題もありますけども、一朝一夕では進まない解決できない問題だと思いますが、それぞれ官民合わせて努力していただいていると思います。

先ほど耕作放棄地の話がありましたけど、県の方でも担い手のサポートのほうですね、いろいろご苦労いただいて、何か補足することがありますか。担い手農地サポートの流動性は難しいけど、うまく主題として土地利用の価値を高めてるんだとか、何かありましたら。

【事務局】 すいません。担い手農地マネジメント課の田中です。そうですね、私からは特段。

【伊藤会長】 ないですか。

【事務局】 はい。

【伊藤会長】 さっき上田委員からお話ありましたけれど、マッチングをそれぞれさせていただいたけど、現場でうまくいかないこともあるということなのですね。なかなかうまくいかないけどそういう努力するという。農地、特に農地ですね。奈良県は林地が一番多いですけど、農地もこれから農業のあり方は大事だと思います。稼げる農業にしなければいけない。

他の委員の方向かご発言ございますか。特にございませんか。

特にご意見、ご質問ないようですが、全体通してで何かご発言ございませんでしょうか。よろしいですか。では特にご発言ご質問がないようでございますので、議題についてはこれで終わりたいと思います。

それでは、事務局で、今後の審議会の運営について説明、何か情報があればお願いいたします。

【事務局】 県土利用政策室の坂本でございます。座って説明をさせていただきます。今後の審議会の開催方法ということで委員の皆様方にご協力頂きたい内容がございます。昨今の新型コロナウイルスの感染拡大、特に目下第3波と言われるものが出てきておりまし

てなかなか収束に向かっていないという状況でございます。奈良県の国土利用計画審議会の開催につきまして事務局としての考えを少しお話しさせていただきたいと思っております。あの今般のコロナウイルス感染症、今までなかなか我々経験したことがない状況下において、今回開催をさせていただいております審議会の今後の開催方法ということについて、どのような今後開催方式があるのかということの内容でございます。大きく3点程の内容を想定をしております。1点はその今回開催させていただいたように、密を避ける形での、開催をするという方法とですね、最近取りざたされております、WEB形式、モニターを通しての会議形式でありますとか例えば、この建物で言いますとどこか別の部屋にそれぞれ委員さん入って頂いて、リモートでつないで会議を行うというようなことありますとか、それぞれの執務先、又はご自宅などから会議のほうに参加していただくというような方法があったりだとかということも考えられるかなと。それと3点目、これは案件にもよる内容でございますが書面による書面開催といったことも内容の一つになるのかなというふうに考えてございます。報告案件等で特に対面での審議の必要が少ないものに関して、場合によるものだと考えられますが、あの今後そういったことも踏まえてですね、開催を運営する側としては考えていきたいなという考えでございます。国土利用計画審議会の県の条例になりますけれども、条例8条におきまして、審議会の運営に関して必要な事項、当然今このコロナ禍の状況というのは想定をされてございません。ですので審議会については会長が審議会に諮って定めるという形になってございます。今後事務局といたしましては、会長とご相談のうえ、適宜その開催方法について都度を決定していきたいというふうに考えてございます。以上、簡単ではございますが、今後の開催方法について何かご意見いただければ幸いと存じます。

【伊藤会長】 今、事務局の方から、今後の会議運営について説明ありました。これは当審議会だけでなく、他の審議会も同様だと思います。あの、まあ、なかなかWEB会議というのは、よくわからないこともありますんで、できれば対面がいいんですけど、こういう事情ですから難しいかもしれません。あの皆さまどうでしょうか。今後、まだコロナが収束する兆しも見えませんので、審議会を開催するにあたって案件に応じて書面会議もあり得るというふうな事務局からのご提案でございます。どんな内容の案件かをまず考えないといけませんけれども、そのあたりは、事務局と私の方で検討させていただいて、こういう案件でございますので、書面でもよろしいでしょうかとか、こういうやりかたでもよろしいでしょうかとかということをお委員の皆様にお諮りをして、ご了承いただいたら、そういう

方向に進めていくというようなことを考えております。会議の運営の仕方について何かご意見はございませんか。今、説明のあった内容でよろしいでしょうか。それでは今後の運営については、内容によって事務局と私で協議をして、皆様にお諮りした上で進めていくことといたします。それでは皆様のご了解得たと思いますので、そういう形で進めていきたいと思っております。最後、事務局のほうから連絡事項ございますか。

【事務局】 本日は貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。

なお、本日の議事概要につきましては、事務局で作成のうえ、会長ともご相談のうえ、後日県のホームページに掲載させていただきますので、よろしく願いいたします。今年度の審議会は今回1回のみということで、本日が最終となります。来年度の審議会開催につきましては、お諮りする議題の状況を踏まえ、改めて日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、奈良県国土利用計画審議회를終了いたします。

本日は、ご審議いただきありがとうございました。